

熊谷市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和3年11月22日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

# 令和3年度建設部定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象部局等

管理課、道路課、維持課、河川課、営繕課

### (2) 対象事務

令和2、3年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査の着眼点

### (1) 収入事務 ① 帳票等と現金は突合しているか

② 必要な帳簿類は整備されているか

③ 納入の通知は適正に行われているか

④ 補助金申請の手続は適切にされているか

⑤ 債権管理は適正に行われているか

### (2) 支出事務 ① 必要な手続は行われているか

② 適正な支出となっているか

### (3) 契約事務 ① 安易な随意契約を採用していないか

② 契約の履行に問題はないか

③ 完了報告を漏れなく受領しているか

④ 検査結果通知書等は作成されているか

### (4) 負担金 ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか

② 負担効果の点より整理すべきものはないか

### (5) 工事 ① 業者の選定は適切か

② 工事の実施は計画的に行われているか

③ 変更契約の理由は妥当か

### (6) 財産管理 ① 返納手続をせずに処分していないか

② 備品の登録に漏れはないか

### (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### (1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 広告掲示等使用料
- (ウ) 道路占用料
- (エ) 境界確認証明手数料
- (オ) 県支出金「地籍調査事業費補助金」
- (カ) 蔵書等複写実費徴収金
- (キ) 国庫支出金「社会資本整備総合交付金」
- (ク) 熊谷駅南口駐車場使用料
- (ケ) 維持課分室電柱等使用料
- (コ) さすなべ排水路電柱等使用料
- (サ) 市営住宅使用料
- (シ) 市営住宅駐車場使用料
- (ス) 市営住宅電柱等使用料

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 道路橋りょう費「器具修繕料」
- (ウ) 東武熊谷線跡地道路改良事業「手数料」
- (エ) 東武熊谷線跡地道路改良事業「土地購入費」
- (オ) 道路維持経費「施設その他修繕料」
- (カ) 熊谷駅南口駐車場維持管理経費「借上料」
- (キ) 維持課分室維持管理経費「器具購入費」
- (ク) 準用河川維持管理経費「施設その他修繕料」
- (ケ) 新星川改修事業「家屋等移転補償金」
- (コ) 市営住宅維持管理経費「施設その他修繕料」
- (サ) 市営住宅住替え事業「補償金」

ウ 契約事務

- (ア) 国土調査に伴う点の記図作成業務委託
- (イ) 道路台帳修正業務委託
- (ウ) 境界点加除修正業務委託
- (エ) 道路整備事業除草業務委託
- (オ) 池上地区「道の駅」関連道路交通量推計業務委託
- (カ) 籠原駅南口線道路改良事業分筆登記業務委託
- (キ) 道路緑地管理業務委託
- (ク) 道路植栽管理業務委託
- (ケ) ムクドリ対策鳥飛来防止器具設置業務委託
- (コ) 地下道ポンプ施設保守管理業務委託
- (サ) 熊谷駅南口駐車場管理機保守点検業務委託
- (シ) 水路管理業務委託

- (ス) 排水路等除草業務委託
- (セ) 調整池維持管理清掃業務委託
- (ソ) 奈良川排水機場維持管理業務委託
- (タ) 新星川物件調査業務委託
- (チ) 熊谷市立桜木小学校トイレ改修工事設計業務委託
- (ツ) 市営住宅等管理代行業務委託
- (テ) 熊谷市営住宅等長寿命化計画策定業務委託

#### エ 負担金

- (ア) さいたま地方法務局熊谷支局管内官公署登記事務連絡協議会負担金
- (イ) 熊谷バイパス建設促進期成同盟会負担金
- (ウ) 県道青山熊谷線整備促進期成同盟会負担金
- (エ) 荒川上流改修促進期成同盟会負担金

#### オ 工事

- (ア) 東武熊谷線跡地道路整備工事
- (イ) 橋りょう修繕工事
- (ウ) 排水路整備工事
- (エ) 熊谷市営大幡住宅 12 号棟ガス管改修工事
- (オ) 熊谷市立三尻中学校管理教室棟外部改修建築工事

#### カ 財産管理

- (ア) 備品台帳一覧表

#### キ その他

- (ア) 出勤簿

### 5 監査の実施場所及び期間

#### (1) 実施場所

監査委員事務局、管理課、維持課分室、営繕課、議会棟第一委員会室

#### (2) 監査期間

令和 3 年 8 月 31 日から令和 3 年 10 月 29 日まで

### 6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

#### (1) 収入事務

ア 現金出納簿の記入の誤りや未整備のものがあつた。熊谷市会計事務規則第 90 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【管理課、維持課】

イ 出納員、分任出納員以外の職員が現金を取り扱っていた。熊谷市会計事務規則第 7 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【管理課、維持課】

ウ 広告掲示等使用料、道路占用料で納入期限を過ぎた債権があるが、督促状が送付されていなかった。熊谷市会計事務規則第 23 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【管理課】

エ 維持課分室電柱等使用料、市営住宅電柱等使用料が前納されていなかった。熊谷市行政財産の使用料に関する条例第 4 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【維持課、営繕課】

(2) 支出事務

ア 旅費や委託料等の支払根拠となる会議等の通知や業務等完了届等に文書収受のないものがあつた。熊谷市文書管理規程第 8 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【管理課、道路課、維持課、河川課、営繕課】

(3) 契約事務

ア 境界点加除修正業務委託について、他部署と目的外執行についての協議や変更契約に向けての処理を行わず、契約の特約条項に反し、契約額を大幅に上回る量の業務を追加したため、支払額が契約額を過度に超える金額となつていた。業務委託の執行に当たっては、予算の目的外執行について、財政課と調整した後に入札や変更契約の処理を行うなど、予算のあり方を第一に考え、適正な事務処理を行うべきである。

【管理課】

イ 50 万円を超える委託契約で随意契約がされている事例があつた。また、1 者特命随意契約の起案において、理由や根拠条項が記載されていなかった。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【維持課、河川課】

(4) 負担金

指摘事項なし

(5) 工事

指摘事項なし

(6) 財産管理

ア すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 26 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【管理課、河川課】

(7) その他

ア 起案文書や復命文書等に修正液による修正、鉛筆書き、記入漏れや文書主任の押印漏れといった事例が見られた。起案者、復命者は「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第 6 条第 2 項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

## 7 意見

### (1) 適正な事務処理について

今回の監査は、リスク・アプローチの視点から、被監査部署で重要リスクと認識している各項目を監査対象とした。

監査の結果、前記6に記載のとおり、文書收受、公金管理、契約手続、備品管理など、財務事務の基本的かつ根幹となる業務で改善すべき点が検出された。

特に、監査結果6(3)アの業務委託契約については、特約条項を未確認のまま追加業務を容認したことにより、結果として当初予算を大幅に上回る支出負担行為がされたものであり、直ちに法令・規則に反するとまで言えないまでも、適正な予算執行、契約手続の面からより慎重な判断が求められた事例であった。

この事例の発生原因は、職員の思い込みによる業務に対して、チェック体制が機能しなかったことが考えられ（決裁の形骸化）、重大リスクが顕在化する可能性もやや危惧されるところである。

そのため、引き続き、職員一人一人が、法令遵守の原点に立ち返るとともに、組織として、①実効性あるチェック体制の構築、②課内コミュニケーション（報告・連絡・相談）の活性化、③事務処理ミスの防止研修などの対応策を早期に実施する必要があると考える。

### (2) 通学路交通安全対策について

本年6月28日に千葉県八街市内で児童5人が死傷に至った交通事故を機に、改めて国等から様々な関係機関へ向けて、通学路の総点検を含む交通安全対策強化の方針と、その重要性が示された。

交通事故が発生する際、車両の速度が時速30kmを超えると人の致死率が急上昇することから、特に生活道路・通学路では車両速度を時速30km以下に抑える「仕組みづくり」が重要とされる。国内の先駆的な取組として、生活道路・通学路におけるハンプ（スピード抑制のため道路上に設けるコブ状の構造物）やスピードクッションの設置、路面のカラー化と立体表示を組み合わせた視覚効果による対策等があり、交通事故の顕著な減少に繋がった事例も多数見受けられる。

交通安全対策は人の生命と安全性に関わることであり、改めて本市においても可能な限り事業効果を高め、安全を担保できる実効性の高い具体的な対策の実施を望むものである。